

第1章 計画策定の概要

第1節 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と意義

認知症や知的障がい、その他の精神上的障がい等があることによって、財産の管理や日常生活等に支障がある方々への権利擁護支援のニーズは高まっており、地域社会全体で支えていくことは大きな課題となっています。

国は、成年後見制度が他の社会福祉制度とともに判断能力の不十分な高齢者や障がい者を支える重要な手段であるにもかかわらず、十分に利用されていないことから、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年5月施行）及び成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月閣議決定）を策定し、市町村に対しては、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるものと明示しました。

「西条市成年後見制度利用促進基本計画」（以下「本計画」）は、西条市の高齢者・障がい者等が住み慣れた地域で生活できるよう、成年後見制度に対する方向性を示し、取り組みを継続的・体系的に実施していくため策定したものです。

2 成年後見制度の内容

成年後見制度とは、認知症や知的障がい、精神障がい等の理由によって判断能力が不十分となった人が、財産管理や契約で不利益を被ったり、尊厳が損なわれたりすることのないように支援する制度です。この制度は判断能力が不十分な人が利用する「法定後見制度」と、判断能力があるうちにあらかじめ将来のことを決めておく「任意後見制度」の2種類があります。

（1）法定後見制度

すでに判断能力が不十分な人を家庭裁判所に申立てを行うことにより、家庭裁判所が選んだ「成年後見人」「保佐人」「補助人」と呼ばれる支援者（以下「成年後見人等」）が、主に法律面で本人を支援する制度です。法定後見制度は本人の判断能力の程度等に応じて「後見」「保佐」「補助」の3つの類型に分けられています。

類 型	後 見	保 佐	補 助
対象者	判断能力が欠けているのが通常の状態の人	判断能力が著しく不十分な人	判断能力が不十分な人

(2) 任意後見制度

認知症等で判断能力が不十分となった場合に備えて、将来、誰にどのような支援をしてもらいたいかという内容を決めて、公正証書により契約（任意後見契約）に従って任意後見人が本人を援助する制度です。家庭裁判所が任意後見監督人を選任したときから、その契約の効力が生じます。

第2節 計画の位置づけ

1 計画の根拠

本計画は、成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条の市町村の講ずる措置となる基本的な計画です。また、閣議決定された政府の成年後見制度利用促進基本計画に基づくものです。

2 計画の対象

本計画は、認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等、さまざまな障がい特性や年代の市民を対象とするため、広い視点で計画を策定する必要があります。

3 上位計画等との整合

本計画は、上位計画に位置づけられる「西条市総合計画」と調和し、「西条市高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「西条市障がい者基本計画」等その他の関連計画との整合性を図ります。

4 計画の期間

令和4年度～令和8年度（5年間） 令和6年度に中間見直し

今後、高齢者福祉計画・介護保険事業計画及び障がい者基本計画、その他の計画等の該当する部分に成年後見制度の利用促進において必要な施策を反映し、本計画をそれぞれの計画に組み込みます。

【関連計画及び期間】 ※予定

名称	年度																		
	H27	28	29	30	31 R1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	
総合計画	第2期（前期：H27～R1、後期：R2～R6）										第3期								
高齢者福祉計画・介護保険事業計画	第6期		第7期			第8期			第9期			第10期							
障がい者基本計画	第4次					第5次					第6次								
成年後見制度利用促進基本計画（本計画）															見直し時に組込				